

令和2(2020)年度予算執行方針

今年度予算は、喫緊の課題に対応し、直ちに取り組むべき、妊娠・出産・子育てトータルケア事業の推進、区立学校の体育館冷暖房化などの教育施設環境の改善、英語教育やICT教育環境の充実、地域の防災・安全の推進など幅広く積極的に取り組む予算となっている。

また、平和の森公園再整備や広町みらい公園整備が終了したことにより、一般会計の予算規模は1,468億2,300万円と昨年度に比べおよそ53億円の減となったものの、これまで計画的に進めてきた中野駅周辺や西武新宿線沿線のまちづくり、区立学校の改築、区役所本庁舎の建替え事業等の投資的な経費が拡大期に入っている。

しかしながら、昨年度から世界的な規模で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の影響により、日本はもとより世界各国の経済が厳しい状況にあり、政府が発表した令和2年3月の月例経済報告において、「景気の先行きについては、感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれる。また、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされている。その影響は、今後、区の歳入減に及んでくることが十分に予想される状況である。

したがって、今年度の事業実施にあっては、今後厳しさが増すことが予想される区財政に鑑み、新規・拡充事業の執行の規模や時期、方法については、区民生活に影響を与えない範囲で十分に検討し、見直すべきものは見直し、歳出の抑制に務めるとともに、自主財源及び特定財源等の歳入の確保にも今まで以上に務めていく必要がある。

また、来年度の予算編成に向けては、経常的な事業を含めて、事業の効果を改めて検証し、事業の抜本的な見直しも検討していく必要がある。さらに、後年度負担が発生する事業については、今年度の事業実績に基づいて、次年度以降負担しなければならない経費について精査し、将来的な負担軽減が図れるような方策がないか検討していく必要がある。

他方、区は、新しい基本構想、基本計画の策定に向けて検討を進めているところであり、今年度の事業執行にあたっては、基本構想、基本計画の方向性を踏まえた

ものとしていく必要がある。このため、経常的な事業や計画的に進めている事業であっても、基本構想、基本計画の方向性に合致しているか、区民との対話や区議会での議論、客観的なデータ等により把握した区民のニーズとの間に乖離が生じていないかなど様々な観点から検討し、将来的な需要量や負担額、事業の効果を見極めつつ、事業を執行していく必要がある。また、急激な社会経済状況等の変化があった場合には、速やかに事業の見直しを検討する必要がある。

これら執行過程の取組を着実にを行い、次年度の予算編成に確実に反映させることとする。また、予算は区議会の議決を経て成立することから、区議会への情報提供を十分に行うとともに、法令に従い適正に執行すべきものである。この点を再度認識するとともに、区財政の現状と課題を職員に周知徹底し、下記の事項に留意をして、予算の執行に万全を期されたい。

この旨、命により通達する。

記

1 歳入について

(1) 国・都支出金等については、事前に関係機関と協議し確実に交付を受け、歳入の確保に努めること。また、これらに係る関連通知・要綱等の内容を精査・分析して、制度の運用実態を十分に把握し、事業の組み立てや執行方法の工夫等により、更なる活用を進めること。また、制度改正等の情報についても注視し、的確に把握すること。

なお、通知・要綱等については、全庁キャビネットに登載し情報の共有化を図るほか、制度の変更に関する情報収集にも努め、財政課ほか関連部署へ情報提供を行うこと。

(2) 特別区民税や国民健康保険料、介護保険料等の公債権及び各種貸付金、住宅使用料等の私債権については、収納率の向上と未収金を発生させない取組を強化し、確実に徴収すること。特に、特別区民税、国民健康保険料、介護保険料の主要3債権については、今年度の徴収額及び収納率の目標を定め、これを達成するため、歳入確保に向けた取組の推進に努めること。

(3) その他の収入についても、予算計上額を確保することはもとより、区有財産の

活用や広告収入事業の拡充、各種財団等が実施している補助制度の利用等、新たな財源の確保にも努め、増収に向け最大限の努力を行うこと。

2 歳出について

- (1) 実施予定の全事業について、区民生活に影響を与えない範囲で事業の執行時期の変更や執行方法に工夫の余地がないか等検討すること。また、実施後に客観的な効果の検証、見直し改善が行えるよう、コストの把握分析方法や、効果の数値化などを予め計画し進める努力を行うこと。
- (2) 新規・拡充事業については、(1)に加え、次年度以降に負担しなければならない経費について十分に精査し、負担軽減が図られるよう進めること。また、サンセット的に実施している事業にあつては、事業廃止への道筋を踏まえた執行とすること。
- (3) 施設の改修・工事等投資的事業の執行にあたっては、計画段階及び実施段階において、施設等の管理・運営方法についても十分検討し、コスト削減、環境対策の工夫を行うこと。また、計画的な事業着手により事業を円滑かつ着実に進めること。
- (4) 国・都支出金等を財源とする事業で、制度変更等により補助金等が廃止、縮小される等、予定した歳入が見込めなくなった場合には、本年度の執行について、財政課と協議を行うこと。また、次年度の予算編成において事業計画の抜本的な見直しを行うこと。
- (5) 時間外勤務については、職員のワーク・ライフ・バランス実現の趣旨を踏まえ、業務の進行管理や執行の工夫を徹底することにより、時間数の縮減に努めること。なお、各課において手当が不足する場合は部内で調整すること。
- (6) 区有施設における光熱水費の使用については、節電等の対策を徹底することにより、使用量の縮減に努めること。施設の管理や運営を委託している場合（指定管理制度を含む）も、委託事業者に対して節電等の対策の徹底に努めるよう指導等を行うこと。

(7) 財政援助団体等について、運営状況を的確に把握するとともに、効率的・効果的な事業執行に努めるよう、適切な助言・指導等を行うこと。

(8) 新規・拡充事業の実施や事業内容の変更等の際は、適宜適切な議会報告を行い、事業を進めること。

3 執行管理について

(1) 財政執行管理

今年度の事業実施にあっては、全事業の執行の規模や時期、方法について、区民生活に影響を与えない範囲で十分に検討し、見直すべきものは見直し、歳出の抑制に努めるため、各部長は事業の進行管理を強め、マネジメントを行うこと。各部の執行状況等については、別途企画部が指定する方法により、定期的に報告を求めることとし、企画部において全庁的なマネジメントを行う。

(2) 予算の配当

契約落差及び事業未執行による残額は、他の事業に使わないこと。契約落差等の残額（予算額と契約額との差額）については、配当戻しを行う。

(3) 財政課との調整

次のいずれかに該当する場合は、時機を逸することなく財政課と協議を行うこと。

- ① 次年度の事業者選定を企画提案公募で行う事案のうち、予算調製に先立って募集を行うもの。
- ② 令和2年度計上額がゼロであり、翌年度以降に債務負担行為を設定している事業で、次年度予算調製に先立って契約行為を行うもの。
- ③ 新築・改築・大規模改修等の施設整備における基本方針、基本計画、基本設計、実施設計等は建築経費に影響を及ぼすものであり、計画等を策定する段階から政策調整会議、各所管の調整会議に基づき、財政課と協議を行うこと。
- ④ 事業の進捗に問題が生じた場合や特定財源の収入見込みが不確実な場合等で、財政運営上に問題が生じる恐れがあるもの。
- ⑤ 国・都補助金等の特定財源で、他課が所管する事業も対象となる横断的な補助制度（包括的な交付金等）に係わる事案については、財政課と協議の上、情

報提供や集約方法の確認等事務手続を適切に行うこと。

- ⑥ 配当管理事業として財政的な観点から進行管理を行うもの。
- ⑦ その他、予算の流用及び同目内同節の執行計画の変更に係わる事案や国・都補助金等の交付にかかる申請及び精算報告に係わる事案等、中野区事案決定規程で協議が定められているもの。

なお、前記の協議にあたっては、各部庶務担当所管が内容の確認と取りまとめを行い、財政課との調整を行うこと。特に、補正の必要が生じる可能性がある場合は、初期の段階から調整を行うこと。

(4) その他

- ① 入札・契約手続き及び情報システムの調達にあたっては、事業執行に支障をきたすことのないよう、計画的に手続きを進めること。
- ② 社会資本総合整備計画に係る事案については、関係所管と十分調整すること。
- ③ 一度に多額の支出を要する事業の執行に際しては、支出時期について会計室と調整すること。

4 企画部が指定する事業の執行管理について

政策的・財政的に全庁的な観点から進行管理を要する事業（(ア) 令和2年度予算で新たに債務負担行為を設定した事業、(イ) 初度調弁に係わる事業、(ウ) 進行状況等を見極める必要がある事業）を企画部が別途指定する。当該事業については、予算の配当戻しを行い、政策調整会議等での方針確定により、予算の配当を行う。